



県 章

# 滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年)  
6 月 13 日  
第 3405 号  
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

○ 告 示	
醒井養鱒場入場料の徴収事務の委託 (水産課) .....	1
○ 正 誤	
平成23年 6 月 3 日付け第3401号滋賀県甲賀環境・総合事務所告示第 1 号中.....	1

## 告 示

### 滋賀県告示第317号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、醒井養鱒場入場料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成23年 6 月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 滋賀県漁業協同組合連合会 代表理事会長 鳥塚五十三 大津市におの浜四丁目 4 番23号
- 2 委託事務の内容 醒井養鱒場入場料の徴収事務
- 3 委託期間 平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで
- 4 徴収の方法 入場券と引換えに現金で徴収する。

## 正 誤

平成23年 6 月 3 日付け第3401号滋賀県甲賀環境・総合事務所告示第 1 号中

ページ	行	誤	正
5	25	字松ノ木359番 1	字松ノ本359番 1